

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース vol.9

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

大飯差止判決に続こう!

原告団長 北野 進

大飯3、4号機を巡る歴史的、画期的な差止判決から約3ヶ月。再稼働路線を突き進む安倍政権は無視を決め込み、原子カムラからは的外れで非科学的な批判が繰り返されていますが、全国各地の脱原発訴訟団は、福井地裁判決を係争中の審理に活かすべく素早く対応しています。私たちの志賀原発を廃炉に!訴訟でも7月10日に開かれた第10回口頭弁論で、福井地裁判決の概要と志賀訴訟における意義を第23準備書面として主張し、判決文を証拠として提出しています。

大飯差止判決には、原告団の運動を進める上でも学ぶべき点が多々あります。

志賀訴訟では、被告・北陸電力は露骨な引き延ばしに終始しています。その狙いは2つあります。時間稼ぎによって国民の記憶からフクシマが風化することへの期待、そしてもう一つは判決前の再稼働です。新規制基準適合のお墨付きをもらい、それを錦の御旗にして私たちの訴えを棄却させようという作戦です。

福井地裁判決には、北電のこのような姑息な戦略を砕く思想と論理が盛り込まれています。判決文から真っ先に感じるのは、フクシマの大惨事を二度と繰り返してはならないという司法の固い決意です。また、原発の安全とは無縁の、猫だましのような新規制基準に騙されない司法判断は、行政追従の司法からの決別であると同時に、再稼働阻止のたたかいにも大きな示唆を与えています。「原発より命が大事」を憲法論で裏打ちした点にも注目しなければなりません。経済活動の自由（憲法22条1項）に属する原発を運転する利益は、人の生命を基礎とする人格権より憲法上は劣位に置かれると明示しました。人権に「公益及び公の秩序」の制約をかける自民党の改憲案を許せばこの判決は出せるのか、あらためて憲法と原発の関係にも注目しなければなりません。



↑ 福井地裁前で 5/21

秋以降、私たちの訴訟も新たな段階に入ります。大飯控訴審も始まります。川内原発再稼働阻止が焦眉の課題となっています。福井地裁判決を活かし、次なるたたかいに立ち向かいましょう。志賀も大飯差止判決に続こう! 「大飯差止」を名古屋高裁金沢支部でも維持させよう! 大飯差止判決を再稼働阻止のたたかいにつなげよう!

大飯差止判決の意義

志賀・大飯訴訟弁護団 鹿島 啓一

2014年5月21日、福井地方裁判所において樋口英明裁判長により大飯原発3、4号機の運転差止めを命じる判決が言い渡されました。本判決の実体的な意義と訴訟上の意義について見ていきたいと思います。

まず、実体的な意義についてですが、本判決は大飯原発のみならず全ての原発にNOと突きつけ、新規制基準についてもNOと突きつけたと評価できます。本判決は、大飯原発について次の危険性を認めました。

①地震想定は過去のデータに頼らざるを得ないが、頼るべきデータは極めて限られていること、過去10年足らずの間に基準地震動を超える事例が5事例もあることなどから、地震想定の手法が信頼できない。②基準地震動（Ss）以下の地震によっても外部電源と主給水が喪失する危険があることに争いはないが、外部電源と主給水は安全確保の上で不可欠な役割を第1次的に担う設備であるから、それにふさわしい耐震性を求めるべきである。③福島原発事故によってその危険性が明らかになった使用済み核燃料は、炉心部と同様に少なくとも原子炉格納容器のような堅固な施設によって閉じ込められる必要がある。

このように本判決が認定した危険性は、福島原発事故で明らかになった原発の本質的危険性であり、大飯原発のみならず全ての原発（主給水については加圧水型のみ）にあてはまるものであるため、全ての原発にNOと突きつけたと評価できます。

また、本判決は、新規制基準には外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる、基準地震動を大幅に引き上げこれに合わせて設備の強度を高める工事を施工する、使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置は盛り込まれていないため、上記危険性が解消されることがないまま新規制基準の審査を通過し再稼動に至る可能性があるとして指摘していることから、新規制基準についてもNOと突きつけたと評価できます。

次に、訴訟上の意義についてですが、本判決は、生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利であり、大きな自然災害や戦争以外でこの根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難いとして、このような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の



↑ 勝訴判決報告集会、左から4人目が鹿島弁護士

適否という観点から判断すべきではないとしています。これまでの原発訴訟では行政審査に追随することがほとんどでしたが、福島原発事故で明らかになった原発事故における被害の甚大さから導かれた本判決の判断枠組は、福島原発事故後の原発訴訟のあるべき判断枠組として、全国各地で起こされて

いる原発訴訟に影響を及ぼすものと考えられます。

本判決に対しては、ゼロリスクを求めるものであらゆるインフラが成り立たなくなるなどという批判がなされていますが、上記のとおり本判決の判断枠組は原発事故の被害の甚大さから導かれたものであり、的外れな批判であると言えます。

北陸電力株主総会のご報告

北陸電力と共に脱原発をすすめる株会主の会 和田 廣治

✧脱原発株主議案に800万株、役員報酬開示議案には、 2020万株もの賛成が集まる

6月26日に開催された北陸電力株主総会は、北陸電力で初めての脱原発株主提案権が実現。今回は48名（合計33,200株）の共同提案で、脱原発や廃炉本部設置など5議案の定款変更案を提案しました。

総会の中では、株主提案議案はいずれも圧倒的に少数で否決されましたが、各議案とも全国の株主から約800万株、5.4%前後の賛成割合だったことがわかりました。役員報酬開示議案には2020万株、実に13.8%の株主が賛成しました。全く見ず知らずの脱原発株主の議案に多数の株主が賛成したことの意義は、極めて大きいと考えています。

✧脱原発株主の声を、強引な議事運営で押さえつけた株主総会

731人が出席した今年の総会は、「とにかく早く終わりたい」という会社側の露骨な議事運営が目立ちました。総会は2時間55分で、昨年より31分長くなりました。

- ①営業報告や会社提出議案の質疑では、発言時間を昨年までの5分から3分に短縮し、しかも質問を希望する株主が多数手を挙げているのに、議長が質疑を打ち切りました。
- ②社長らの答弁はあまりにもお粗末で、全く回答になっていませんでした。また、どんな質問にも、「供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しない志賀原発の再稼働をめざす」と同じ言葉を繰り返し、株主の失笑を買っていました。
- ③株主提案議案の審議では、株主側が提案理由説明を最前列から株主席に向かって行うことを求めましたが、議長は拒否し、会場でマイクから発言することを強要しました。



↑ 朝日新聞(6/27)より

そして、提案理由説明が終わった直後、議長は「質疑を省略して採決する」と言い、動員株主(?)から質疑打ち切り動議が出され、多くの質問希望者を無視して採決が強行され、株主議案は次々と否決されてしまいました。

✧脱原発株主に呼応して、市民団体がアピール行動

当日は、午前9時から会場周辺でチラシ配布やリレートークなどのアピール行動を行いました。富山県平和運動センターや社民党富山県議団をはじめ、多くのみなさんが参加し、暑い中、株主総会終了までアピール行動を続けました



information

「志賀原発を廃炉に!訴訟」のための費用はすべて、原告・サポーターの会費とカンパによって賄われています。2014年度の会費未納の方は早急に納入くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇金額…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（それぞれ1口以上）です。

◇納入方法…下記いずれかの方法でお願いします。

- ① ゆうちょ銀行の払込取扱票を使って送金する（ATM送金で手数料80円）。
 - ② ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する（送金先口座No13160-13252131）。
 - ③ 北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する（送金先口座No3610225）。
- ※口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④ 労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがって納入ください。

講演会（原告団主催）のご案内

- ◇日時 9月4日（木）午後6時～
 ◇会場 石川県教育会館（金沢市香林坊1-2-40）
 ◇演題 『地震国ニッポンで原発稼働は無理！
 —5.21福井地裁判決を踏まえて—』
 ◇講師 竹本修三さん（大飯原発京都訴訟原告団長）

人権擁護大会プレシンポジウム（金沢弁護士会主催）

- ◇日時 9月6日（土）午後1時30分～4時30分
 ◇会場 ITビジネスプラザ武蔵（金沢市武蔵14-31）
 ◇テーマ 『再生可能エネルギー社会の実現に向けて』
 ◇講師 飯田哲也さん（環境エネルギー政策研究所所長）
 木綿隆弘さん（金沢大学理工研究域機械工学系教授）



↑ 第10回口頭弁論終了後の報告集会 7/10



追悼

原告団前副団長 小川晃さん

社民党の高岡市議会議員を4期、富山県議会議員を4期務めた小川晃さんが5月21日、74歳で亡くなりました。小川さんは原発、福祉、教育の分野で子どもや女性、お年寄りや障害がある方など弱者の目線で訴え、行動し続けました。「一人で百の行動をするより、百人で一つの行動を」が口癖でした。

【口頭弁論の日程】 傍聴席を満席にして、廃炉への意志を示しましょう!!

- ◇月日 第11回…9月29日（月） 第12回…12月15日（月）
 ◇集合 午後1時15分（兼六公園下・白鳥路の利家像前）～裁判所まで行進して入廷
 ◇会場 金沢地方裁判所（口頭弁論）⇒北陸会館5F（報告集会）